

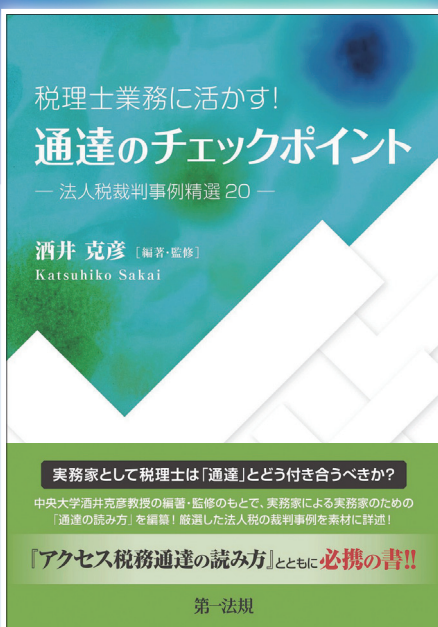
判例をもとに 通達を解説した唯一の書!

税理士業務に活かす!

通達のチェックポイント

— 法人税裁判事例精選 20 —

酒井 克彦 [編著・監修]
Katsuhiko Sakai



- 法人税法の解釈で通達が問題とされた判例を精選し、重要通達の留意すべきポイントを詳解!
- 通達を読み解く上で重要な「通達前文」および通達に関する重要論点の「文書回答手続」「パブリックコメント」について解説!
- 中央大学酒井克彦教授の編著・監修のもとで編纂された、信頼度の高い内容!

A5判・288頁
定価：本体2,200円+税

内容見本

5 除却損の損金算入の可否

Point

企業会計では固定資産の除却が行われた場合、損失に計上することとされているが、法人税法においては特段の規定がないため、除却損の損金算入を巡ってしばしば争いとなることがある。とりわけ、物理的な解撤、破砕、廃棄等をしていない有姿除却の場合に、法人税法上、損金算入が認められるか否かは議論があり得るところである。課税実務では、一定の要件を満たす有姿除却の場合に、帳簿価額から処分見込価額を控除した金額につき損金算入を認める旨通達しているが（法基通7-7-2）、かかる取扱いの法的根拠はどこにあるのであろうか。

ここでは、火力発電設備に係る有姿除却損の損金算入の可否が争われた東京地裁平成19年1月31日判決を素材に、①電気事業会計規則は法人税法22条（各事業年度の所得の金額の計算）4項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に該当するか否か、②除却の要件充足性判断には物理的判断のみならず経済的判断も対象となるか否か等を検討してみた。

【判決】
第一審東京地裁平成19年1月31日判決（税資257号類号10623）〔請求認容・確定〕

【関連通達】
法基通7-7-2

5 除却損の損金算入の可否

法人税基本通達7-7-2（有姿除却）
次に掲げるような固定資産については、たとえ当該資産につき解撤、破砕、廃棄等をしていない場合であっても、当該資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額を除却損として損金の額に算入することができるものとする。

(1) その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産
(2) 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、当該製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

1 事例

(1) 事案の概要

電気事業者であるX社（原告）は、保有する火力発電設備について、電気事業法等に基づく廃止のための手続をとった上でいわゆる有姿除却（対象となる固定資産が物理的に廃棄されていない状態で除却処理をすること）に係る除却損を損金経理して確定申告をしたところ、処分行政庁から各発電設備を構成する個々の資産が固定資産としての使用価値を失ったことが客観的に明らかではなく、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないとは認められないなどとして、更正処分等を受けた。

本件は、X社が、国Y（被告）を相手取り、かかる更正処分等のうち除却損の損金算入に係る部分について取消しを求めた事案である。

(2) 争点

本件火力発電設備に係る有姿除却の除却損を損金の額に算入する



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

第1章 総論

通達運用のグランドルール —法人税基本通達前文の意義と射程—

第2章 事例編

1 通達で納税者に対して手続要件を定めた場合の効果／2 出資持分の低額譲受け／3 DESについて債務消滅益が生ずるか／4 損害賠償金の益金算入時期／5 除却損の損金算入の可否／6 債務確定基準と短期前払費用／7 短期前払費用と法人税法22条4項／8 建物の取得費及び取壊費用と土地の取得価額／9 寄附金と繰延資産／10 損害保険契約に係る支払保険料の課税上の取扱い／11 役員退職金の損金算入時期と損金経理／12 役員の分掌変更等の場合の退職給与／13 役員の方掌変更等の場合の未払退職金／14 出向先法人が支出する給与負担金／15 関連会社に対する貸倒損失を巡る土地の評価方法／16 相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例／17・18 法人税法における非上場株式の評価(1)(2)／19 有価証券の有利発行／20 株式の有利発行課税と関連通達／21 通達に規定する不確定概念

第3章 重要論点

I 文書回答手続 / II パブリックコメント

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!